

# 瀬谷区総合庁舎における自動写真 撮影機設置事業者募集要領

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

令和3年1月

横浜市瀬谷区

## 入札物件（自動写真撮影機設置場所貸付物件）

■貸付期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (㎡)	最低貸付歩合率 (%)
瀬谷区二ツ橋190番地 瀬谷区総合庁舎 (2階 待合ロビー脇)	1台	1.50㎡	販売実績の20%以上

※消費税納税事業者の場合には、建物内の貸付料には消費税額が加算されます。

### 入札方式による貸付の流れ（概要）

公募型指名競争入札 参加意向申込書等の提出	令和3年1月28日（木）～令和3年2月2日（火） 午前8時45分～午後5時【瀬谷区総務課予算調整係へ持参】
入札・開札・設置事業者 の決定	令和3年2月16日（火）午後 3時から 【場所：瀬谷区役所 4階会議室】
公有財産賃貸借契約書 の締結	令和3年2月 下旬
自動写真撮影機の手配	仕様に基づき設置する自動写真撮影機を手配してください。
自動写真撮影機の 設置施工	令和3年4月1日に貸付事業者による設置施工、営業開始となります。

# 瀬谷区総合庁舎における自動写真撮影機設置事業者募集要領

## 1 入札物件

入札物件、最低貸付歩合率は、「入札物件」のとおりです。なお、本市の都合により入札を延期し、中止し、又は取り消す場合があります。

## 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募型指名競争入札参加意向申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが入札物件（貸付物件）に自動写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「自動写真撮影機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 過去3年度分（平成29年4月1日から令和2年3月31日まで）において、自動写真撮影機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 過去5年度分（平成27年4月1日から令和2年3月31日まで）において、本市有財産への自動写真撮影機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

## 3 契約にあたっての主な条件

### (1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定により、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（屋外設置の場合には、第25条の規定に基づく借地契約）です。

### (2) 貸付期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### (3) 貸付物件の用途指定

自動写真撮影機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

### (4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

- ア 自動写真撮影機設置運営事業以外の用途で使用する事。
- イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置する事。
- ウ 貸付物件を第三者に転貸する事。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定する事。

#### (5) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動写真撮影機の売上状況は、1か月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに、売上報告書を提出しなければなりません。

#### (6) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、借受人は横浜市に協力しなければなりません。

#### (7) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、自動写真撮影機設置運営事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了後は、横浜市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

### 4 入札の参加申込

#### (1) 公募型指名競争入札参加意向申込書等の提出

- ア 提出期間 令和3年1月28日(木)から 2月2日(火)まで  
受付時間 午前8時45分から午後5時まで  
(正午から午後1時を除く)
- イ 提出場所 横浜市瀬谷区二ツ橋190番地  
横浜市瀬谷区総務課予算調整係(瀬谷区総合庁舎3階 39番窓口)
- ウ 提出方法 持参。※電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。

#### (2) 申込に必要な書類

- ア 公募型指名競争入札参加意向申込書
- イ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(発行後3か月以内のもの)
- ウ 代表者の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)
- エ 横浜市税の納税証明書
  - (ア) 法人市民税(申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分)
  - (イ) 固定資産税(償却資産分を含む。平成30年度及び令和元年度の2年度分)
- オ 自動写真撮影機設置運営事業実績  
(過去3年度分(平成29年4月1日から令和2年3月31日まで))
- カ 設置を希望する自動販売機のカatalog

#### (3) 公募型指名競争入札参加資格の喪失

公募型指名競争入札の参加資格があると認められたものが、前述「2 入札参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または「4(2) 申込に必要な書類」に虚偽の記載があったとき

は、当該入札の参加資格を喪失します。

## 5 質問書及び回答について

### (1) 質問受付期間

令和3年1月21日(木)まで

受付時間 午前8時45分から午後5時まで  
(正午から午後1時を除く)

### (2) 質問提出方法

質問書(様式自由、電子メールアドレス及びFAX番号要記載)を4(1)イに記載の場所に持参するか、電子メール又はFAXでの送付とします。

(電子メールアドレスでの送付先: [se-yosan@city.yokohama.jp](mailto:se-yosan@city.yokohama.jp))

(FAXでの送付先: 045(366)9657)

(FAX送信した場合は送信した旨を瀬谷区総務課(045(367)5613)へ必ず電話で連絡すること。)

### (3) 回答予定日

令和3年1月26日(火)までに、電子メールなどで回答いたします。再質問は認められません。

## 6 指名・非指名の通知

上記4(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和3年2月8日(月)までに、申請者あて指名・非指名通知、入札書様式及び入札参加にあたっての留意事項を送付します。

また、通知後であっても、不正等が判明した場合には、当該指名を取り消します。

## 7 入札の手続き等

### (1) 入札の日時及び場所

日時 令和3年2月16日(火) 午後 3時から

場所 瀬谷区役所 4階会議室

### (2) 入札の方法等

#### ア 入札保証金

入札保証金は免除します。

#### イ 入札歩合率

入札歩合率は販売実績の歩合率を小数点第1位まで記入してください。

#### ウ 入札方法

入札は本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れ入札箱に投入してください。

入札書の投入後、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできません。

### (3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ア 2に定める入札参加資格のない者が行った入札
- イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- ウ 最低貸付歩合率を下回る入札
- エ 同一物件について2通以上の入札をしたもの
- オ その他入札要領において無効とするもの

#### (4) 落札者の決定方法

- ア 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、最低貸付歩合率以上の最高の歩合率をもって入札したものを落札者とします。
- イ 開札の結果、落札となるべき同率の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ、落札者を決定します。
- ウ 入札結果は、その場で次の内容を公表します。  
「商号」及び「入札歩合率」
- エ 再度入札は実施しません。

### 8 契約の手続等

#### (1) 契約条項

別添「公有財産賃貸借契約書」（標準契約書）を参照してください。

#### (2) 契約の締結及び方法

公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結します。

- ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。
- イ 契約者の名義は、入札者名義で行います。

### 9 自動写真撮影機設置の手続等

契約締結後、借受人は令和3年4月1日から、設置場所で自動写真撮影機設置運営事業が開始できるよう、設置の準備作業を行ってください。

### 10 その他

自動写真撮影機に関する電気料として、次の計算式により算出した電気料を負担していただきます。

※計算式

$$\text{月額負担額} = \text{自動写真撮影機消費電力量 (A)} \times \text{稼働率 (B)} \times \text{電気料金単価 (C)} \\ \times 24 \text{ 時間} \times \text{日数}$$

(B) は年間平均稼働率 35%

(C) は区の電力供給会社（当該月単価）との契約単価とします。

## 入 札 要 領

第1条 入札希望者は、公有財産賃貸借契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上、入札してください。

第2条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第3条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。

第4条 入札書には、入札者の所在及び名称を記入の上、押印するものとします。また、歩合の割合の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「率」を記入してください。（小数点第1位まで記入。）

第5条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
- 2 公募型指名競争入札参加意向申込書を提出していないもの
- 3 郵送をもって入札書を送付してきたもの
- 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 5 最低貸付歩合率を下回る入札
- 6 入札書に住所、商号又は名称及び代表者職氏名の記入及び押印のないもの
- 7 入札書の歩合率の記入がないか、歩合率を訂正したもの
- 8 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当するもの
- 9 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第7条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。

第8条 落札者は、最低貸付歩合率以上の歩合率で最高のものもって決定します。ただし、落札者となる同率の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

第9条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

第10条 この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。





## 【自動写真撮影機の仕様及び管理運営上の遵守事項】

### 1 撮影機の仕様

#### (1) 大きさ

設置面積は、【設置場所（平面図）】に示す設置範囲に収まる貸付面積以内の大きさとし、高さ2.2m以内とすること。

#### (2) デザイン

ア 障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。

イ 施設の内装と調和するデザインとすること。

#### (3) 利用者への配慮事項

500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

#### (4) プrintの種類

免許証、履歴書、パスポート、中・大判

#### (5) 操作方法

タッチパネル

#### (6) 速度

20秒以内

#### (7) 音声ガイダンス

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、

#### (8) メンテナンス方法

釣り銭や用紙の補充等に支障がないようメンテナンス担当者が定期的に巡回して管理すること。

#### (9) トラブル対応

区役所の開庁時間にフリーダイヤルで受付、担当者が責任をもって対応を行うこと。

#### (10) 販売料金

800円以下

※ただし、貸付期間内に経済情勢の変更、その他の事情により販売料金が実情に即さなくなった場合には、本市と協議の上販売料金を改定することができる。

#### (11) その他

巡回時に機体の清掃等を行い、美観を維持すること。

簡易領収書をその場で発行できるようにすること。（プリント下部への印刷等で可）

## 2 管理運営上の遵守事項

### (1) 設 置

自動写真撮影機の設置にあたっては、安全対策としてJ I S規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

### (2) 管理運営

ア 借受人は、自動写真撮影機の設置、管理、運営に必要な一切の業務を行い、自動写真撮影機の利用に支障が生じないようにメンテナンス担当者が定期的に巡回し、売上金の回収、釣り銭の補充等を行うこと。

イ 自動写真撮影機の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事後、すみやかに横浜市の確認を受けること。工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。

ウ 自動写真撮影機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動写真撮影機本体に、管理会社の名称及び故障時の連絡先を明記すること。

エ 自動写真撮影機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

オ 貸付期間満了又は契約解除により、自動写真撮影機を撤去した場合には、設置者の負担のもと原状回復を行い、横浜市の確認を受けること。